

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

告 示

- 告示第146号 指定納付受託者の指定……………（観光振興課）…2
- 告示第147号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第148号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

公 告

- 公告第71号 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る
 一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造
 の認定……………（建築指導課）…2

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第62号 ポスター掲示場の設置場所……………2
- 告示第63号 ポスター掲示場の区画数の変更……………11
- 告示第64号 ポスター掲示場の設置場所……………11
- 告示第65号 選挙管理委員会臨時会の招集……………20
- 告示第66号 選挙人名簿の登録を行う日の変更……………20
- 告示第67号 宇治市各投票区の投票場所……………21
- 告示第68号 投票所を閉じる時刻の一部繰上げ……………23
- 告示第69号 投票用紙の様式……………23
- 告示第70号 選挙人名簿登録の移替えをしない期間……………23
- 告示第71号 宇治市各投票区の投票場所……………23
- 告示第72号 投票所を閉じる時刻の一部繰上げ……………25
- 告示第73号 投票用紙の様式……………25
- 告示第74号 選挙人名簿登録の移替えをしない期間……………25

農 業 委 員 会

- 公告第11号 農業委員会定例総会の招集……………25

正 誤

- 2024年（令和6年）4月19日付け宇治市公報第2475号
 ………………26
- 2024年（令和6年）5月10日付け宇治市公報第2477号
 ………………26

告 示

宇治市告示第146号

指定納付受託者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年12月6日

宇治市長 松村 淳子

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸1-7-1
- 指定納付受託者が行う歳入の種類
宇治市市営茶室における入席券及び施設使用料
- 指定日
令和6年12月1日

宇治市告示第147号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年12月6日から14日間

令和6年12月6日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
頼政線	木幡南山15番地の180 木幡南山15番地の192	前	6.0	53.7	
	木幡南山15番地の180 木幡南山15番地の192	後	7.0	53.7	
宇治110号線	宇治天神33番地の12(右) 宇治天神35番地の3(右)	前	3.3 ~6.5	35.6	
	宇治天神33番地の12(右) 宇治天神35番地の3(右)	後	6.0 ~7.5	35.6	
小倉町28号線	小倉町蓮池130番地の52 小倉町蓮池130番地の46	前	5.4 ~5.5	81.0	
	小倉町蓮池130番地の52 小倉町蓮池130番地の46	後	5.9 ~6.0	81.0	

宇治市告示第148号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年12月6日から14日間

令和6年12月6日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
頼政線	木幡南山15番地の180 木幡南山15番地の192	令和6年12月6日
宇治110号線	宇治天神33番地の12(右) 宇治天神35番地の3(右)	令和6年12月6日
小倉町28号線	小倉町蓮池130番地の52 小倉町蓮池130番地の46	令和6年12月6日

公 告

宇治市公告第71号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により公告し、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和6年11月22日

宇治市長 松村 淳子

- 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定を行った対象区域の位置
宇治市大久保町旦椋38番地の1から4まで、38番地の7から9まで、45番地の2、50番地の6から9まで、50番地の11から19まで、56番地の2、65番地の4、65番地の6から8まで、72番地の2、73番地の2、74番地の4、76番地の3、76番地の6から10まで、131番地の8から12まで、131番地の14、131番地の16、138番地の3、139番地の2、139番地の6、139番地の8、141番地の2、142番地の1、142番地の3、142番地の5、142番地の7、143番地の4、143番地の6及び143番地の8
- 縦覧の場所
宇治市都市整備部建築指導課

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第62号

ポスター掲示場の設置場所について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙におけるポスター掲示場を次のとおり定めます。

令和6年11月13日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
1	1-1		
1	1-2		
1	1-3		
1	1-4		
1	1-5		
2	2-1		
2	2-2		
2	2-3		
2	2-4		
2	2-5		
2	2-6		
2	2-7		
2	2-8		
2	2-9		
3	3-1		
3	3-2		
3	3-3		
3	3-4		
3	3-5		
3	3-6		
3	3-7		
4	4-1		
4	4-2		
4	4-3		
4	4-4		
4	4-5		
4	4-6		
4	4-7		
4	4-8		
5	5-1		
5	5-2		
5	5-3		
5	5-4		
5	5-5		
5	5-6		
5	5-7		
5	5-8		
5	5-9		
6	6-1		
6	6-2		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
6	6-3		
7	7-1		
7	7-2		
7	7-3		
7	7-4		
7	7-5		
7	7-6		
8	8-1		
8	8-2		
8	8-3		
8	8-4		
8	8-5		
8	8-6		
9	9-1		
9	9-2		
9	9-3		
9	9-4		
9	9-5		
9	9-6		
9	9-7		
9	9-8		
9	9-9		
9	9-10		
10	10-1		
10	10-2		
10	10-3		
10	10-4		
10	10-5		
10	10-6		
10	10-7		
10	10-8		
10	10-9		
10	10-10		
11	11-1		
11	11-2		
11	11-3		
11	11-4		
11	11-5		
11	11-6		
11	11-7		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
12	12-1		
12	12-2		
12	12-3		
12	12-4		
12	12-5		
12	12-6		
12	12-7		
13	13-1		
13	13-2		
13	13-3		
13	13-4		
13	13-5		
13	13-6		
13	13-7		
14	14-1		
14	14-2		
14	14-3		
14	14-4		
14	14-5		
14	14-6		
14	14-7		
15	15-1		
15	15-2		
15	15-3		
15	15-4		
15	15-5		
15	15-6		
16	16-1		
16	16-2		
16	16-3		
16	16-4		
17	17-1		
17	17-2		
17	17-3		
17	17-4		
18	18-1		
18	18-2		
18	18-3		
18	18-4		
19	19-1		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
19	19-2		
19	19-3		
19	19-4		
19	19-5		
19	19-6		
19	19-7		
19	19-8		
19	19-9		
20	20-1		
20	20-2		
20	20-3		
20	20-4		
20	20-5		
20	20-6		
21	21-1		
21	21-2		
21	21-3		
21	21-4		
21	21-5		
22	22-1		
22	22-2		
22	22-3		
22	22-4		
22	22-5		
23	23-1		
23	23-2		
23	23-3		
23	23-4		
23	23-5		
23	23-6		
23	23-7		
23	23-8		
23	23-9		
24	24-1		
24	24-2		
24	24-3		
24	24-4		
24	24-5		
25	25-1		
25	25-2		